

# エリアマネジメントに係る道路法の特例 ～エリアマネジメントの民間開放～

(国家戦略道路占用事業 国家戦略特別区域法第17条 平成26年4月1日)

## 特例措置前

○道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路の占用に当たっては道路管理者の許可を必要しているとともに、道路の敷地外に余地が無いためやむを得ない場合(余地要件)にのみ、許可することができる。

(規制の根拠)

道路法第32条第1項、第33条第1項

## ニーズ

○イベント等の際に、道路上に看板設置やオープンカフェ等の設営をしたい。

## 特例措置

○国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域計画に、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等に貢献する施設の道路上への設置について定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、道路の占用許可に係る余地要件を緩和する。

### 国家戦略特別区域計画の内容

- ・ 国際的な会議、イベント等の関係者の利便性を向上させるような多言語看板、常設のオープンカフェ、無料巡回バスのバス停等の道路上への設置
- ・ これらの施設を設ける道路の区域

### 占用許可基準の特例

- 余地要件の適用を除外
- 占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

※ 国土交通省では、地域の活性化や都市の賑わいの創出に資するものであり、かつ地方公共団体が支援する路上イベントに係る道路の占用許可については、柔軟に対応するべくガイドラインを発出している。

## 効果

○手続きが円滑に進むことで、国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化等が図られる。